	※ 処	発信年月日 通信日付印	整 理 :	番 号 事務所	所 公	管 理	番	号	申告区分
	理事	<b>海田日</b> 1177	NB BUTTY						申告区分
受付印 一	年 月 日			法	人番	号		申告年	F月日
長岡	市長様							年	月 日
所 在 地 長岡市が支			事業種目						
店等の場合 は本店所在 地と併記			前期末現在の資	 f本金の額	兆	十億	百万	千	円)
(ふりがな)	(電話		又は出資						
去 人 名			前期末現在の資本 資本準備金の額						
ふりがな)	(ふりがな) 経理責任者		前期末時						
氏名印 年 月 日から	氏 名	事業年度分又は 連結事業年度分 の市	資本金等 i 民税の予定申告書				*		
摘		連結事業年度分 要	1氏忧仍了足甲占言	<u> </u>		税		額	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (®の金額)					1	十億	百万	千	円
									0 0
予定申告税額					2				0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額					3				0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ②一③					4				
<i>H</i>							$\Box$	$\dashv$	0 0
り 算定期間中において事務所等を有していた月数 等					5	十億	百万	手	月円
割 額 $\qquad \qquad \qquad$					6	I NE	0.77	, ,	0 0
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥					7				0 0
	内に所在する事務所							市分の 率適用	均等割
名	事	事務所、事業所又は	<b>寮等の所在地</b>				用い	る従業	と 者 数 人
							<u> </u>		<del>-                                    </del>
^		3.1							
合		計				8	<u> </u>		
合 前事業年度又は前連結事業年度	の法人税割額の明細	この申	告 の 期	間			•		
	の法人税割額の明細	この申	告の期			· · · · · ·	•		
	十億 百万 千	この申前事業年度又に		)期間	税額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	Ŧ	円
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取	1.66 77 7	この申前事業年度又に	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	)期間	税額従業者	· · · ·	百万	千	 割額 円
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等)	十億 百万 千	この申前事業年度又は	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		割 額
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	9 十億 百万 千	こ の 申 前事業年度又に 円 法第15条の40 指場	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		割額 円 00 00
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額	( ) 十億 百万 千 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	こ の 申 前事業年度又に 法第15条の40 指場 定合	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		割額 円 00 00 00
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額	+億 百万 千 ( ⑨	こ の 申 前事業年度又に 円 法第15条の40 指場 定合	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		割 額 円 0 0 0 0
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	+億 百万 千 ( ⑨ 10 10 12	この申 前事業年度又に 法第15条の40 指場 定都 市 に⑥	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		字
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	十億 百万 千   「	この申 前事業年度又に 円 法第15条の40 指場 定 都 市	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		割 額 円 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額	十億 百万 千 (	この申 前事業年度又に 法第15条の40 指定都市に 申の 告	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		例 額 円 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額 の技人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 舶税条約の実施に係る法人税割額の控除額 納付すべき法人税割額 ⑩ー⑪ー⑫ー⑬ー⑭ー⑮	十億 百万 千   ( )	この申 前事業年度又に 法第15条の40 指場 定都市に⑥ 申の	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対間		· · · · 十億	百万		<b>割額</b>
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取 戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 納付すべき法人税割額 ⑩ー⑪ー⑫ー⑬ー⑭ー⑤	十億 百万 千   ( )	こ の 申 前事業年度又に 法第15条の40 指 定 都 市 に 申 告 す	は前連結事業年度の の徴収猶予を受り	対制		· · · · 十億	百万		割額